

令和8年度（2026年度）
北海道旭川養護学校高等部入学者選考検査要領「第2次募集」

1 第2次募集 募集定員

学 科	募集定員
普通科（重複障害学級）	6名
普通科（訪問教育学級）	4名

2 出願資格

【普通科(重複障害学級)】

令和8年（2026年）3月末日までに北海道旭川養護学校中学部を卒業見込みの生徒で、原則として北海道立旭川子ども総合療育センターに入所している重複障害を有する生徒です。

ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示があった者を含む）の出願は認めません。

【普通科(訪問教育学級)】

原則として特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で令和8年（2026年）3月末日までに卒業見込みの生徒及び令和7年（2025年）3月末日以前に特別支援学校（平成20年（2008年）3月以前に設置されていた養護学校を含む）中学部の訪問教育学級を卒業した者です。

ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示があった者を含む）の出願は認めません。

3 出願期間

土、日曜、祝日を除く令和8年（2026年）2月17日（火）から同年2月25日（水）正午までとします。受付時間は午前9時から午後4時30分まで、2月25日（水）は午前9時から正午までとします。

4 出願手続

出願者は、次の書類を、在籍又は卒業した学校の校長を経由して本校校長に提出してください。

出願に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 「入学願書」
- (2) 「写真台帳・入学者選考検査受検票」
- (3) 「個人調査書」
- (4) 「障害の状況及び程度に関する調査書」
- (5) 「検査当日特別な配慮を必要とする生徒の報告書」

※(1)、(2)は本人又は保護者が記入

※(3)、(4)、(5)は在籍又は卒業した学校で記入

出願に必要な書類は、本校ホームページよりダウンロードしてください。

【出願書類の請求先・送付先】

〒071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番8号

北海道旭川養護学校 高等部入学者選考検査事務局

TEL・FAX 0166-51-6507

- 5 選考検査の期日等は、次のとおりとします。
- (1) 期日 令和8年3月9日(月) ※時間については後日連絡します。
 - (2) 検査会場 北海道旭川養護学校 旭川市春光台2条1丁目 (Tel 0166-51-6507)
- 6 選考方法
- (1) 「実態把握検査・面接検査」
次のいずれかの方法で行います。
 - a 「実態把握検査・面接検査」は、口頭による質問で行います。検査時間は20分です。
 - b 「学力検査・面接検査Ⅰ」は、国語、数学、英語の3教科について、教科別に検査を実施します。1教科の検査時間は最大40分です。また、面接検査を実施します。時間は20分です。
 - c 「学力検査・面接検査Ⅱ」は、国語、数学、英語の3教科を合わせて検査を実施します。検査時間は最大40分です。また、面接検査を実施します。時間は20分です。
 - (2) a b c のどの方法で検査を行うかは、「4出願書類(1)、(2)、(3)、(4)、(5)」を基に決定し、後日、連絡します。
- 7 保護者面接
選考検査時に、保護者面接を行います。
- 8 合格者の発表
令和8年(2026年)3月16日(月)午前10時に、本校ホームページに掲載するとともに、在籍又は卒業した学校の校長を経由して本人に通知します。
- 9 その他
第2次募集の合格者発表後、合格者の数が募集人員に達しないとき、入学希望者(特別支援学校の第2次募集において合格とならなかった者のうち、同一障害種の学校を希望する者に限ります)がある場合は、校長は、令和8年(2026年)3月23日(月)までの間に選考の上、入学させることができます。
- 10 選考検査の結果に関する口頭による開示
受検者又はその保護者は、受検者本人の選考検査の結果(学力検査を受けた者)及び検査中の状況(実態把握検査を受けた者)について、口頭による開示請求を行うことができます。
- (1) 情報提供の方法
 - ア 開示を希望する者は、北海道旭川養護学校副校長に口頭で申し出ます。
 - イ 副校長は、開示の日時を定め、出願者ごとに情報提供するために出願者ごとに作成した単票により閲覧に供します。電話での情報提供は行うことができません。
 - (2) 情報提供の期間
合格者発表の日の翌日令和8年(2026年)3月17日(火)から令和13年(2031年)3月31日(月)です。
※ 問い合わせの受付は、集中受付期間として令和8年3月17日(火)から令和8年3月26日(木)を定め、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後3時までとします。